

# PMDA 医療安全情報

(独)医薬品医療機器総合機構

pmda No.49 2016年 11月

## 抗リウマチ剤メトトレキサート製剤の 誤投与（過剰投与）について（その2）

### POINT 安全使用のために注意するポイント

#### 1 抗リウマチ剤メトトレキサート製剤の服用方法等について

- 抗リウマチ剤として使用されるメトトレキサートは、休薬期間（薬を飲まない期間）が必要な、特殊な服用方法の内服薬です。

#### 服用方法



「関節症状を伴う若年性特発性関節炎」に使用する場合も同じです。  
用法・用量については、添付文書でご確認下さい。

1週間に  
1回の場合

	1日目	2日目	3日目	4日目	5日目	6日目	7日目
朝 のむ	← 休薬期間（薬を飲まない期間） →						

1週間に  
2回の場合

	1日目	2日目	3日目	4日目	5日目	6日目	7日目
朝 のむ	夕 のむ	← 休薬期間（薬を飲まない期間） →					

1週間に  
3回の場合

	1日目	2日目	3日目	4日目	5日目	6日目	7日目
朝 のむ	夕 のむ	朝 のむ	← 休薬期間（薬を飲まない期間） →				

← この服用方法を、1週間毎に繰り返します →

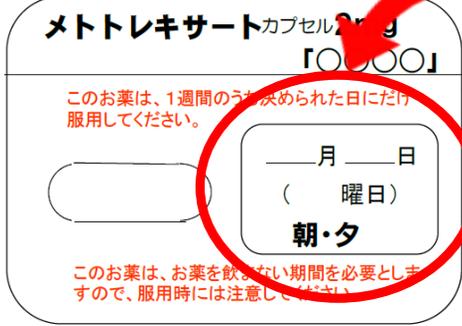


あやまって連日服用すると、骨髄抑制などの重篤な副作用の発現のおそれがあります！

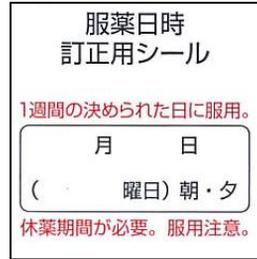
## 2 抗リウマチ剤メトトレキサート製剤を取扱う時の注意 その1

(事例) 入院となった関節リウマチ患者さんの持参薬のメトトレキサート製剤に、服薬日時欄の記載が無かったため、看護師が連日配薬してしまっただ。

- 薬剤交付時又は配薬時には、必ず、服薬日時欄の記入をすること。



服薬日時の記入！！



服薬日時の訂正が必要な場合は、企業提供の「訂正用シール」を活用

服薬日時を記入していないことが多く、服用方法を間違ふ事例が後を絶ちません。患者の服用スケジュールを確認して、服薬日時を記入してください。



### ファイザー (株)



リウマトレックスカプセル2mg

### あゆみ製薬 (株)



メトレート錠2mg

### 田辺三菱製薬 (株)



メトトレキサート錠2mg「タナベ」

### 沢井製薬 (株)



メトトレキサートカプセル2mg「サワイ」

### シオノケミカル (株)



メトトレキサートカプセル2mg「SN」

### 東和薬品 (株)



メトトレキサートカプセル2mg「トーフ」

### サンド (株)



メトトレキサートカプセル2mg「サンド」

### 3 抗リウマチ剤メトトレキサート製剤を取扱う時の注意 その2

(事例) 数年前からメトトレキサート製剤を服用している関節リウマチ患者さんが、自己判断で、過去に処方されたメトトレキサート製剤の残薬を連日服用してしまっただ。

- 長年、メトトレキサート製剤を服用されている患者さんでも、服用方法を正しく理解していない可能性があるため、患者さんの理解度に応じて、服用方法について繰り返しの指導を行うこと。
- 残薬の誤服用を防ぐため、服薬状況や残薬確認を行うこと。

メトトレキサート製剤を取扱う企業各社が作成している服用間違い防止の資材なども、併せてご活用ください。

<資材の一例>



服薬カレンダー



注意喚起シール

この「PMDA医療安全情報No.49」に関連した通知が厚生労働省より出されています。

●平成20年8月29日付 薬食安発第0829001号通知

「抗リウマチ剤メトトレキサート製剤の誤投与(過剰投与)に関する医療事故防止対策について」

●平成20年10月20日付 医政総発第1020001号・薬食総発第1020001号・薬食安発第1020001号連名通知

「抗リウマチ剤メトトレキサート製剤の誤投与(過剰投与)防止のための取扱いについて(注意喚起)」

本通知については、医薬品医療機器総合機構ホームページ

(<http://www.pmda.go.jp/>) > 安全対策業務 > 情報提供業務 > 医療安全情報 > 医薬品・医療機器に関連する医療安全対策 に掲載しております。

なお、本医療安全情報に掲載した抗リウマチ剤メトトレキサート製剤の添付文書についての情報は、

(<http://www.pmda.go.jp/PmdaSearch/iyakuSearch/>) でもご覧頂けます。

#### 本情報の留意点

- \* このPMDA医療安全情報は、公益財団法人日本医療機能評価機構の医療事故情報収集等事業報告書及び医薬品、医療機器の品質及び安全性の確保等に関する法律に基づく副作用・不具合報告において収集された事例の中などから、独立行政法人医薬品医療機器総合機構が専門家の意見を参考に医薬品、医療機器の安全使用推進の観点から医療関係者により分かりやすい形で情報提供を行うものです。
- \* この情報の作成に当たり、作成時における正確性については万全を期しておりますが、その内容を将来にわたり保証するものではありません。
- \* この情報は、医療従事者の裁量を制限したり、医療従事者に義務や責任を課したりするものではなく、あくまで医療従事者に対し、医薬品、医療機器の安全使用の推進を支援する情報として作成したものです。

どこよりも早くPMDA医療安全情報  
入手できます！  
登録はこちらから。

